

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「お客様」「地域社会」「お取引先様」「株主様」「働く仲間」という5つの社会とのつながりを「私達の理念」として策定しており、5つの「社会のお役に立つ」ことを目指しております。また、イオングループとして共有する「イオンの基本理念」とともに、当理念を、企業活動を通して実践することで、ステークホルダーの皆様からの信頼に応え、更なる企業価値向上を目指してまいります。

そのために、経営の透明性・健全性を高め、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していく経営組織体制を構築・維持し、意思決定の迅速化、経営の更なる効率化を図るとともに、経営の監督機能の強化、コンプライアンス経営に取り組み、ステークホルダー重視の公正な経営システムの構築・運用を実行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム、招集通知の英訳】

現状、外国人による当社株式の保有比率が低いため、コスト等を勘案し、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社では、英語での情報の開示・提供については、現状、外国人による当社株式の保有比率が比較的低いため、その効果を勘案し行っておりませんが、今後、株主構成の変化等の状況に応じて、英語での情報開示を検討してまいります。

【補充原則 4-10-1 報酬・指名に関する諮問委員会の設置】

当社は、任意の独立した諮問委員会は設置しておりませんが、指名・報酬などの特に重要な事項に関して、当社の取締役会にて、社外取締役より意見をいただき意思決定しており、現行の運用で適切に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は政策保有株式を保有しないことを方針としておりますが、お取引先様との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の経営戦略的観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、お取引先様等の株式を保有することができます。また、主要なものについては、保有する上での経済的な合理性やお取引先様との総合的な関係の維持・強化の観点から保有効果等について検証しております。また、新たに政策保有株式を取得する場合は、取締役会にて決議を行います。また、政策保有株式の縮減については、成長性・収益性等から経済合理性を検証し、取引関係強化等の中長期的な視点も踏まえた上で保有の妥当性が認められない場合には、発行体企業の理解を得ながら、売却を進めます。

議決権の行使については、当社グループおよび当該発行会社の中長期的な企業価値向上につながるか、または当社が株式を保有している意義が損なわれていないかを判断基準としております。2017年度に開催された保有先会社の株主総会に関する議決権に関しましては、当該会社の企業価値を毀損する懸念のある提案は無かったため、全て賛成行使しました。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と関連当事者との取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、適法かつ適切な開示を実施するとともに、当該取引の必要性・合理性および取引条件の妥当性が確保されることを前提としており、取引条件につきましては、一般的な取引条件を参考に決定することを基本方針しております。

また、当社グループでは、全役員に関連当事者取引等の有無に関する申告として、取引確認書の提出を義務付けております。

なお、新たに関連当事者等に該当する者と取引を開始する場合は、予め取締役会に取引の内容、必要性・合理性および取引条件の妥当性が確保されているかの確認を求めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、イオン企業年金基金を通じて、企業年金の積立金の運用を行っています。企業年金基金が受益者への年金給付及び一時金の支払いを将来に亘り確実に行うため、許容可能なリスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に運用しており、年金財政状況をふまえ、外部の専門的知識を有する者の意見を聴取した上で、政策的資産構成割合を策定し、定期的に見直しています。当社は、イオン企業年金基金より年2回報告を受けており、財務部門の責任者が検証しております。また、同基金は資産運用委員会を設置しており、投資商品の選定及び四半期毎の運用モニタリングを実施し、受益者利益の最大化と利益相反の適切な管理のため代議員会で決定されています。また、資産運用委員会は、財務部門責任者及び外部の専門的知識を有する者を含めた体制となっています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社の経営理念や経営戦略、経営計画、環境・社会貢献活動については、当社ウェブサイト([https://www.mv-chubu.co.jp](http://www.mv-chubu.co.jp))等に開示しております。

(2)コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針は、当社ウェブサイト([https://www.mv-chubu.co.jp](http://www.mv-chubu.co.jp))及び本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬については役位に加えて、会社業績や各取締役の貢献度などを勘案し、代表取締役社長が取締役会に付議する原案を作成し、社外取締役を含む取締役会において審議の上、決定しております。また、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

参加することにより理解を図っております。また、取締役・監査役が、職務遂行上必要な法令や知識の修得、その適切な更新の機会を提供することが重要であると認識しており、継続的なトレーニングの場の提供に努めております。これらに係る費用については当社にて負担しております。社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの経営理念、経営方針、事業活動、組織及び法令等に関する理解を深めることを目的に就任時およびその後も継続的にこれらに関する情報提供を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主様との建設的な対話を重視し、経営幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。

IRを担当する取締役は管理本部長が務めており、担当部署は経営企画室となっております。

IR情報については、当社ウェブサイトのIR情報に開示しており、投資家・アナリスト向けの説明会は年2回実施しております。株主様との対話は、株主総会以外に、株主様アンケートの実施、IRイベントへの参加等を通して、積極的に株主様との対話の場を設けております。

株主様との実際の対話(面談等)への対応は、株主様の希望と主たる関心事項を踏まえた上で、合理的な範囲で、IR担当取締役等が対応しております。対話により得られた情報は、適宜経営幹部や取締役会へフィードバックしております。

なお、当社は「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を定め、内部情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	21,140,097	66.61
株式会社百五銀行	662,300	2.08
株式会社第三銀行	631,937	1.99
三菱食品株式会社	599,422	1.88
株式会社ウメモト	486,000	1.53
マックスバリュ中部取引先持株会	392,968	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	385,000	1.21
竹内晶子	325,400	1.02
マックスバリュ中部従業員持株会	311,809	0.98
加藤産業株式会社	300,000	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	イオン株式会社（上場:東京）（コード）8267

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際ににおける少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、純粋持株会社イオン株式会社を中心とする企業集団に属しており、親会社のイオン株式会社は、当社株式の66.61%を所有しております。当社を含む同社グループ内の取引に関しては、同社グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引が同社グループ内において可能な場合は、一般的の市場取引と同様に交渉の上、決定しているため、親会社との取引が少数株主の利益を害するがないように努めております。

今後も、親会社の影響を受けず、少数株主の保護上問題のない体制を構築してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(当社の親会社からの独立性確保に関して)

当社の親会社であるイオン株式会社は、当社株式の66.61%を所有しております。

当社は親会社に対し、適宜、協議もしくは報告を行っておりますが、最終的な経営判断は全て当社で行っており、親会社の承認を要する事項や事前報告事項などの制約事項はありません。また、当社の持続的な成長、企業価値の向上を目指し、親会社グループの一員として、グループ各社との相互の自主性・独立性を尊重しつつ、連携を図っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
高島健一	他の会社の出身者										
矢部謙介	学者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島健一	○	—	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営及びコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくことを目的として選任いたしました。また、証券取引所の指定する条件及び実態面からみて一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、十分な独立性が確保されていることから、引き続き独立役員に指定しております。

矢部謙介	○	—	企業経営に関する専門的な知識・経験を活かし、当社のグループ経営及びガバナンス体制の強化に貢献いただくことを目的として選任いたしました。また、証券取引所の指定する条件及び実態面からみて一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、十分な独立性が確保されていることから、引き続き独立役員に指定しております。
------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況
事業年度の開始に当たり、会計監査人より、監査計画の概要について監査役に説明がなされ、意見交換をしております。また四半期決算においては、会計監査人の四半期レビューの過程において、監査役は会計監査人よりレビュー内容及び重要な問題点の有無に関して報告を受けております。事業年度の年間決算においても監査役は四半期レビューと同様、監査上の課題等について報告を受けております。会計監査人より提出された監査報告書及び監査結果の要約を参考に、監査役会は監査報告書を作成しております。

・監査役と内部監査部門との連携状況
監査役は内部監査部門である監査部と日常業務監査の状況等について定期的に意見交換を実施しております。また、監査役は内部統制システムやリスク管理等に関わる部署の活動状況を聴取するとともに、意見交換を行うことにより連携を深め、監査の質的向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
清水良寛	弁護士												
福井恵子	他の会社の出身者				△	△							

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水良寛	○	——	弁護士としての専門的知識、経験等を有しております、客観的な立場で、適切な監査をしていただける方であり、当社の社外監査役として適任であると考えております。また、当社の親会社や一般株主と利益相反が生じる恐れもなく、その独立性・専門性が一般株主保護に寄与するものと考えられるため、独立役員に指定しております。
福井恵子		親会社及び親会社の関連会社での職務経験、親会社の関連会社での役員経験	豊富な経験と見識から当社の監査体制強化、充実に活かしていただけないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員として名古屋証券取引所に届け出ています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の報酬については、原則として、当社の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度としており、企業価値増大に貢献するものと考えております。年間営業利益の達成水準に基づく支給基準を定め、これに基づいた支給額を決定しております。株式報酬型ストックオプション制度については、第34期定時株主総会で決議された枠(上限4,000万円、付与個数350個)内で年間経常利益の達成水準に基づき毎年取締役会で付与個数を決定しております。なお、2019年9月1日を効力発生日として、マックスバリュ東海株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をするため、ストックオプションによるインセンティブの付与は行いません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

社外取締役に関しては執行と一線を画し、透明性を確保するため、業績連動型報酬や株式報酬型ストックオプションの対象とはしておりません。また、監査役に対する報酬は、その独立性を確保するため、業績連動型報酬や株式報酬型ストックオプションを採用しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2019年2月期中に取締役に支払った報酬額は、取締役8名に対し102百万円あります。報酬額には、2019年4月10日開催の取締役会決議により、2019年5月10日に株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の役員業績報酬引当金繰入額(取締役5名16百万円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、2007年6月20日開催の第34期株主総会で決議された報酬限度額(300百万円)の範囲内で、役職・業績等を勘案し、取締役会で協議を経て決定しております。

監査役の報酬につきましては、2007年6月20日開催の第34期株主総会で決議された報酬限度額(40百万円)の範囲内で、監査役会の協議を経て決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)の職務を補助する担当部署は経営企画室であり、必要に応じて監査部をはじめとする関係部署が社外取締役(社外監査役)を補助する体制としております。このほか、取締役会に提出される議題及び付議資料については、取締役会事務局である経営企画室があらかじめ社外取締役及び社外監査役に送付する体制としております。

取締役管理本部長が、社外取締役に対し、取締役会資料の事前説明を詳細に行うことにより、取締役会において、社外取締役の専門的な知識や豊富な経験に基づき、意見を述べ、必要に応じて改善提案等ができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新]

・現状の体制の概要

取締役会は6名の取締役及び4名の監査役で構成され、うち2名が社外取締役、うち2名が社外監査役となっております。社外取締役はこれまでの様々な視点から取締役会の適切かつ有効な意思決定を図るとともに、経営の監督体制を確保しております。取締役会は月1回以上開催し、法令、定款及び取締役会規則の定めにより、会社の経営方針や業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務執行の監督並びに取締役会が任命した執行役員の業務執行状況を監督しております。

その他、経営に関する会議体として、常勤取締役・常勤監査役をはじめ、各本部長、部長を構成メンバーとして、経営会議等を設置し、業務執行の効率化、迅速化及び適正化を図る体制を構築しております。

・監査役の機能強化に向けた取り組み状況

監査役監査については、監査役会が定めた監査方針に基づき、会社の重要な会議に出席するとともに、毎月1回監査役会を開催しております。監査役は、取締役及び部署長との面談を行うとともに、会社の重要な会議に出席した内容等をもとに協議し、情報の共有を図っております。

また、監査役は、会計監査について有限責任監査法人トーマツが行う年間監査計画に従った法定監査の他、会計上の課題について四半期毎に報告を受けることにより、確認を行っております。

・責任限定契約の概要

当社は社外取締役2名及び社外監査役1名との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の体制を採用しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名(うち社外監査役2名)の計4名で構成されております。監査役は毎月開催される取締役会に出席し、経営の透明性・客観性・効率性・適法性をチェックするとともに必要に応じて意見を述べ、取締役会及び取締役の業務執行の監査を適切に行う体制を整備しております。当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であり、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様が株主総会の議案を十分に審議いただけるよう、毎年招集通知は会日の2週間以上前に発送しております。2019年5月16日開催の第46期定時株主総会においては、招集通知発送(4月26日)に先がけ、株式会社名古屋証券取引所の上場会社情報や当社ウェブサイトにおいて早期掲載をいたしました(4月23日)。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は当社株式の流通の活性化と当社の店頭顧客を中心として「お客さま株主」の拡大を図っており、多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を避ける日程を選定し、定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	第44期定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使が可能になりました。
その他	・当社ウェブサイトにて株主総会招集ご通知の電子データを掲載しております。 ・定時株主総会では映像による事業報告を活用し、株主総会での報告事項を分かりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストや機関投資家を対象とした決算説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「IR情報」にて、四半期毎の決算短信や、半期毎の報告書「MV中部通信」の他、月次の売上状況についても掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「お客様」「地域社会」「お取引先様」「株主様」「働く仲間」という5つの社会とのつながりを「私達の理念」として策定しており、5つの「社会のお役に立つ」ことを目指しております。また、イオングループとして共有する「イオンの基本理念」とともに、これらの理念を経営理念として掲げ、事業活動に取り組んでおります。 これらの理念に基づき、2003年7月、イオン株式会社が、関わりをもつすべての人々に対し取るべき行動を示した『イオン行動規範』を制定し、お客さまはもちろん、地域社会やお取引先、株主の皆様との強固な信頼関係を築くための判断基準として、グループ各社で共有しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、スーパーマーケットを営む上で、「地域社会への貢献」「環境負荷の軽減」といった企業市民としての責務を果たしつつ成長・発展をし続けるため、企業活動を「経済性」「社会性」「環境性」という3つの側面から見直し、継続的改善に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な会社情報については、取締役会に付議を行った上、金融商品取引法をはじめとする関係法令、規則、ガイドライン等に基づく開示判断を行い、情報取扱責任者がTDnetにより名古屋証券取引所に適時開示を行っております。同時に、報道機関への資料配布、当社ウェブサイトへの情報掲載などを行っております。また、情報開示にあたっては「情報開示規程」に基づき実施しております。 情報開示に至るまでの内部情報管理につきましては、社内規程「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に基づき、厳重な情報管理を行っております。

その他

当社は、人権を尊重し、国籍・人種・性別・学歴・宗教・心身の障がいなどを理由とした差別を一切行わないという考え方に基づき対応しております。

担当組織として、ダイバーシティ担当を設置し、幅広い人材の育成・登用に取り組んでおります。女性が働きやすい環境の整備を中心に、外国籍人材の積極的な登用にも取り組み、従業員が能力を発揮できる企業風土づくりに取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「内部統制システムに関する基本方針1－(5)」に次のとおり定めております。

当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応をします。

2. 整備状況

(1)「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた当社の基本原則を定めております。

(2)反社会的勢力の排除を推進するために総務部を統括管理部署とし、また、各店舗に不当要求対応の責任者を設置しております。

(3)取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。

(4)反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。

(5)反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から、警察・暴力団追放運動推進センター・企業防衛協議会・弁護士等の外部機関と密接な連携関係を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は、現在のところ導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

<適時開示に係る社内体制について>

1. 適時開示に係る基本姿勢

当社は、ステークホルダーに対して適切に情報開示を行うことを目的とし、情報開示の正確性、公正性及び適時性を確保することに留意し、決定事項に関する情報、発生事項に関する情報及び決算に関する情報のうち金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則が要請される重要な情報、並びに投資判断に影響を与えると思われる情報などについて、適切に情報開示を行います。

2. 適時開示担当

責任者は管理本部長とし、担当部署は経営企画室とします。

3. 適時開示方法

取締役会の承認をもって、速やかに開示責任者が開示をいたします。情報開示は、証券取引所が運営する適時開示情報伝達システム(TDnet)及び必要に応じて記者発表等によって行います。併せて、株主様が当社に関する主な情報を公平かつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ウェブサイトに掲載いたします。

4. 決定事実に関する事項

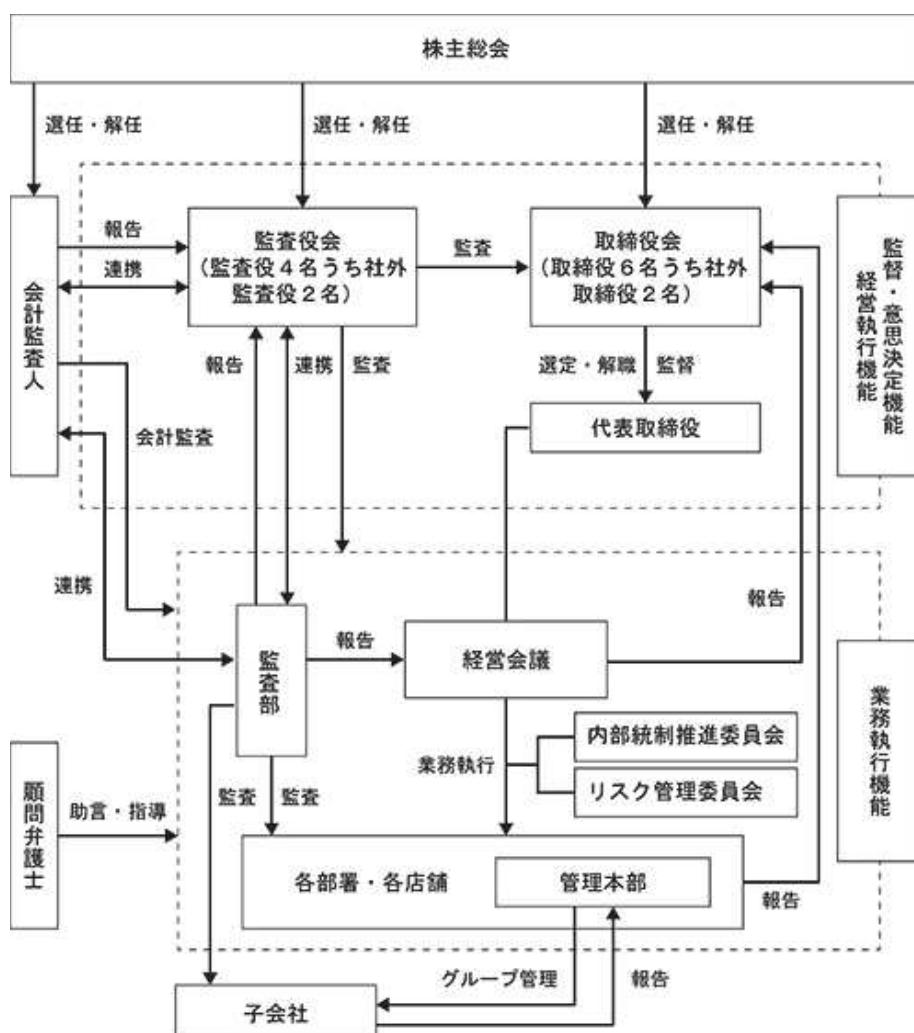
開示担当者は取締役会、経営会議等、重要会議の付議事項を予め入手するとともに、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば開示資料を作成し、重要事項の承認後直ちに開示いたします。

5. 発生事実に関する事項

該当事実が発生した場合、各部署責任者が管理本部長に伝達、開示責任者はその事象が適時開示の対象となる重要事実であるかを検討し、開示担当者に開示資料の作成を指示、作成後は取締役会及び代表取締役に報告し、速やかに公表いたします。

6. 決算に関する事項

開示責任者は経営管理部が作成した決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を確認し、取締役会にて承認後速やかに公表いたします。



<遅時開示体制模式図>

